

質問書に対する回答

(調査等名) 首都圏中央連絡自動車道 大栄 JCT～松尾横芝 IC 間電気設備詳細設計

番号	質問箇所	質問	回答
1	特記仕様書 2-2-4 特記仕様書 別紙-1 設計対象一覧表 特記仕様書 別紙-2 設計項目表 金抜設計書	トンネル照明設備の出口部照明の設計について、特記仕様書 別紙-1 設計対象一覧表には記載されていますが、特記仕様書 2-2-4、特記仕様書 別紙-2 設計項目表及び金抜設計書には記載されていません。 出口部照明の設計は本設計の対象外と判断して宜しいでしょうか。	出口部照明の設計は本設計の対象外です。 上記については交付図書を訂正いたします。
2	特記仕様書 2-2-11 特記仕様書 別紙-1 設計対象一覧表 金抜設計書	可変式速度規制標識設備設計（支障移転設計）について、特記仕様書 2-2-11 には数量が「1（箇所）」と記載されていますが、特記仕様書 別紙-1 設計対象一覧表及び金抜設計書には数量が「4（箇所）」と記載されています。 どちらが正しいでしょうか。	4箇所が正となります。 上記については交付図書を訂正いたします。
3	特記仕様書 2-2-12 特記仕様書 別紙-1 設計対象一覧表 金抜設計書	非常電話設備設計（支障移転設計）について、特記仕様書 2-2-12 には数量が「2（箇所）」と記載されていますが、特記仕様書 別紙-1 設計対象一覧表及び金抜設計書には数量が「4（箇所）」と記載されています。 どちらが正しいでしょうか。	4箇所が正となります。 上記については交付図書を訂正いたします。
4	特記仕様書 別紙-2 設計項目表 施設工事調査等共通仕様書 4-3-1	本業務は施設工事調査等共通仕様書に基づき設計することとなりますが、基礎、支柱等の設置位置の設計を行う設備の設計を進める中で、現地の状況等により基礎形状、支柱形状等が「機械電気通信設備標準設計図集」によりがたいものとなる場合は、施設工事調査等共通仕様書第4-3-1項（適用すべき諸基準）で規定される設計条件に変更が生ずることとなります。この場合の別途要する基礎・支柱の強度計算・構造計算等の費用について、東日本高速道路の他支社発注の施設設計業務においては「別途監督員と協議し設計変更として取り扱うものとする」等、特記仕様書に明記されていることから、本業務においても同様に取り扱われるものと判断して宜しいでしょうか。	特記仕様書 1-11「業務履行中の変更等」により、設計条件の変更が生じた場合は監督員と協議し、設計変更として取り扱うものとします。